# 愛南町立緑小学校「いじめの防止」基本方針

いじめ防止対策推進法の公布及び施行に伴い、愛南町立緑小学校(以下「本校」)では、愛南町教育委員会が策定する「愛南町いじめ防止対策基本方針」を参酌し、本校の実情に応じた基本的な方針を次のとおり策定する。

#### 1 目的

いじめが、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の 形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもので あることに鑑み、児童の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、本校 及び本校関係者の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、 いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

### 2 定義 ※いじめ防止対策推進法

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 基本理念

いじめの防止等のための対策は、いじめが特定の児童等を対象とするものではなく、全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

# 4 いじめの禁止

児童は、いじめを行ってはならない。

### 5 本校及び本校関係者の責務

いかなる者も、いじめの防止に努めるとともに、いじめを放置してはならない。

#### (1) 学校及び教職員の責務

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

「いじめSTOP」と同時に「体罰0(禁止)」の徹底を図る。

### (2) 保護者の責務

保護者は、子の教育について第一義的責任を有し、保護する児童がいじめを行うことのないよう、児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努める。

### (3) 本校関係者の責務

いじめの防止及び早期発見、対応において、学校から協力依頼を受けた関係者は、可能な限り協力する

とともに、平素から学校の教育活動への参加及び児童の安全に努める。

また、スポーツ少年団活動では、人格の形成を重んじた指導と配慮、保護者間の連携に努める。

### 6 基本的な対策

(1) 「緑小いじめの防止等対策委員会」の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための組織を以下のとおり設置する。

<名 称> 緑小学校いじめの防止等対策委員会

<構成員> 委員長 緑小学校長(1名)

委 員 学校運営協議会委員 (13名) 、PTA副会長 (2名)

愛南町子ども支援センター代表(1名)

緑小学校職員

事務局員 緑小学校教頭、生徒指導主事

<活動> ア 本校のいじめの防止等対策を策定する。

イ いじめの防止等対策推進のため、定期及び臨時の協議会をもつ。

定期:児童をまもり育てる協議会(年2回)

臨時:委員長が招集したとき(重大事態発生時等)

ウ 本校児童に関するいじめの情報について緊密に連絡を取り合う。

(2) 学校におけるいじめの防止

児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ア 教職員の資質・指導力の向上
  - 「分かる授業」「規律のある授業」の工夫・改善
  - 適切な校務分掌の配置と計画的な研修による生徒指導体制の充実
  - いじめの防止、体罰禁止に関する学校内外の研修への積極的参加
- イ 道徳教育等の充実
  - 心に響く道徳の時間の充実
  - 安心できる「居場所づくり」、互いに認め合える「絆づくり」を進める学級経営の充実
  - 緑っ子委員会を中心としたボランティア活動等による「自己有用感」の醸成
  - 防災学習と関連付けた「命を守る」「人権を尊重する」学習の充実
- ウ 早期発見のための措置
  - 校内研修会における「児童を見つめる会」の継続実施
  - 自記式質問紙調査の定期実施(各学期)
  - 欠席等が続いた児童への早期対応(家庭訪問、教育相談、補充学習)
- エ 相談体制の整備
  - 教育相談の定期実施(毎月)
  - 気になる児童における家庭との緊密な連携
  - 校内委員会の実施による共通理解
- 才 啓発活動
  - 作文、標語・ポスターづくりの時間確保
  - 家庭での過ごし方(ゲーム、インターネットの利用状況等)についての情報提供、協力依頼

- 登下校時を中心とする見守り活動、挨拶運動の推進(定期:児童生徒をまもり育てる日、スマイルあいさつデー)
- 学校評価における関連調査とその結果分析・協議・報告
- (3) いじめに対する措置

いじめに関する情報、相談等により、いじめの事実があると思われるときは、以下の措置をとる。

- ア 児童は、保護者または教職員のうち相談しやすい者に、いち早く情報を伝える。
- イ 保護者は、知り得た情報、相談等を学校に報告する。
- ウ 本校関係者及び地域住民は、知り得た情報、相談等を学校に報告する。
- エ 学校は、知り得た情報、相談等について、事実確認を行い、適切な対応を行う。
  - 関係児童への聞き取りによる状況把握
    - ※ いじめの事実を隠蔽してはならない。
    - ※ いじめを受けた児童を徹底して守り通さなければならない。
  - 状況により、いじめを受けた児童及びその保護者に対する適切な支援
  - 情報源への状況及び事後対策の報告と継続協力の依頼
  - 見守り・指導体制の見直しと経過観察・記録蓄積

# 7 重大事態への措置

いじめの調査において、犯罪行為または重大事態と判断した場合には、次の措置をとる。

- (1) 犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるとき
  - ア 児童の生命、身体または財産を最優先で守る。
  - イ 愛南町教育委員会に報告・相談のうえ、愛南警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (2) 児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
  - ア 児童の生命、身体または財産を最優先で守る。
  - イ 愛南町教育委員会に報告・相談のうえ、指導を受け、適切な対応に努める。
    - 「緑小学校いじめの防止等対策委員会」開催による状況確認、対応策検討
      - ・ 質問紙等による状況の再調査
      - ・ 関係児童・保護者へ適切な支援、指導・助言 (いじめを受けた児童及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供することもある)
      - ・ 懲戒、出席停止制度の適切な運用
    - いじめの再発を防止する措置
      - ・ 児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるような取組の導入、継続
      - 専門的な知識及び経験を有する者の意見を踏まえた立て直し